

WORK SUPPORT SUGINAMI

ワークサポート杉並 だより

発行 公益財団法人 杉並区障害者雇用支援事業団
 〒168-0072 杉並区高井戸東4-10-26
 TEL 03-5346-3250 FAX 03-5346-3253
<http://sugi-jigyodan.or.jp/>

新年度にあたって（重点事業などのご説明）

平成30年4月1日より、障害者雇用義務の対象として、これまでの身体障害者、知的障害者に精神障害者が加わり、あわせて法定雇用率や短時間労働者（精神障害者）の算定方法が変わります。（裏面に詳細な内容が掲載されていますのでご覧下さい）

当事業団におきましては、「障害者就労支援事業プラン（平成26～30年度）」の最終年度に当たるとともに、改定の年にも当たるため、これまでのプランと実施内容を検証し、ニーズや課題等に対応した新しいプランの検討・作成を行います。

特に今年度は、以下の事業について重点的に取り組んでいきますので、引き続き皆様のご支援ご協力をお願いいたします。

（1）区内企業等における障害者雇用の実態把握と実習・就労の場の開拓

区内企業等の障害者雇用率などの情報収集により、区内における障害者雇用の実態を把握するとともに、企業向けセミナーの開催や企業訪問等により実習・就労の場の開拓を進めていきます。

（2）関係機関等と連携した職場定着支援の実施

就労・生活上の課題を把握し、職場・関係機関・家族等との連携・調整を一層図ることにより、安定した就労が継続できるようサポートしていきます。

（3）各種アンケート調査の実施とニーズ、課題等の把握

新規就職者に対しては3か月に一度、未就労者に対しては2年に一度のペースでアンケート調査を行い、事業団事業に対する評価とニーズや課題等を把握し、新たな事業の運営に役立てます。

事務局次長 長野達也

ワークサポートセミナー2017を開催しました

今回のワークサポートセミナーは「障害者雇用の理念と取り組みについて」と題し、2月6日(火)に杉並区役所分庁舎にて開催しました。第一部は講師としてわらべや日洋ホールディングス株式会社取締役常務執行役員の浅野直氏をお招きし、企業紹介と今後の展望についてお話しいただきました。企業紹介では、セブンイレブンで販売するお弁当やスイーツ等の製造について、商品企画、衛生面、製造工程などを映像やエピソードを交えてご説明していただきましたが、品質管理への厳しい取り組みは、想像を遥かに超えるものでした。また昨今は外国人労働者が多数を占めることや、障害者の活用についても臨場感のあるお話を伺うことができました。

第二部は株式会社ソシアリンクと特例子会社わらべやハートフルの代表取締役社長を兼務されている鎌瀬輝男氏より、今までの障害者雇用への取り組みや、雇用理念及び展望についてお話ししていただきました。また、1年間で障害者雇用率を向上させた経験や、職場における配慮や環境改善など、合理的配慮を先進的に実施してきたことがよく分かりました。最後に今後も障害者雇用を進めていきたいとのお話を伺い、終了となりました。



家族向けセミナー／震災対策編を開催しました

1月23日（火）に家族向けセミナー～震災時対策編～を開催しました。講師に日本赤十字社東京都支部 土屋幸祐主事をお招きして18名の方が講演と実技指導を受けました。講演では震災への備え、震災時の対応、震災後の過ごし方について学び、地域の取り組みを知るよい機会となりました。実技では三角巾を使った応急手当や毛布を使った寒さ対策について教えていただきました。参加された方からは「杉並区の備えをもっと知りたくなった」「とてもわかりやすかった」などの意見をいただきました。今後も役立つセミナーを検討していきたいと思います。



働く知的障害のある方の交流会を行いました

3月11日（日）ワークサポート杉並の会議室にて交流会が行われました。37名の方が参加され、ウォーミングアップのbingo大会から白熱し、「リーチ」「bingo!」「何番って言ったの？」などの歓声や悲鳴が飛び交い、大変盛り上がりました。その後、4つのグループに分かれて普段の仕事や趣味、日常生活などの話をお茶やお菓子を食べながら楽しく行いました。多くの参加者の近況などを聞くことができて、充実した時間を過ごせたことだと思います。最後の感想発表では、交流会に対する今後の要望等も含め、おおむね好評な意見を聞くことができました。次回の開催は、9月ごろを予定しています。



障害者雇用義務の対象に精神障害者が加わりました

- 平成30年4月1日から、障害者雇用義務の対象として、これまでの身体障害者、知的障害者に精神障害者が加わり、あわせて法定雇用率も変わりました
- 法定雇用率が、平成30年4月1日から以下のように変わりました

事業主区分	法定雇用率	
	従来	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0%	⇒ 2.2%
国、地方公共団体	2.3%	⇒ 2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2%	⇒ 2.4%

※今回の変更に伴い、障害者雇用義務の民間企業の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わりました。

- あわせて、精神障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の方）に関する算定方法が以下のように見直されました

精神障害者である短時間労働者であって、雇入れから3年以内の方、又は精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方

かつ、平成35年3月31日までに雇入れられ、精神保健福祉手帳を取得した方 【参考：厚生労働省リーフレット】

雇用率算定方法
0.5 → 1
(対象者1人につき)

就職しました（12・1・2月）

事務関係 9名 軽作業 3名
清掃業務 3名 調理補助・洗浄 1名

新しい職員が加わりました

支援員 谷崎 茂 (1月4日付)
支援員 吉村 友紀子 (1月4日付)

お世話になりました

支援員 小野寺 綾乃

写真については、ご本人の了解を得て掲載しています。